

川根本町感震ブレーカー等設置推進補助金

川根本町では、地震による住宅の出火及び延焼を居住者自らが防止し、被害の減少と町民・地域の防災力向上を図るため、感震ブレーカー等の設置をする方に、予算の範囲内において補助金を交付します。

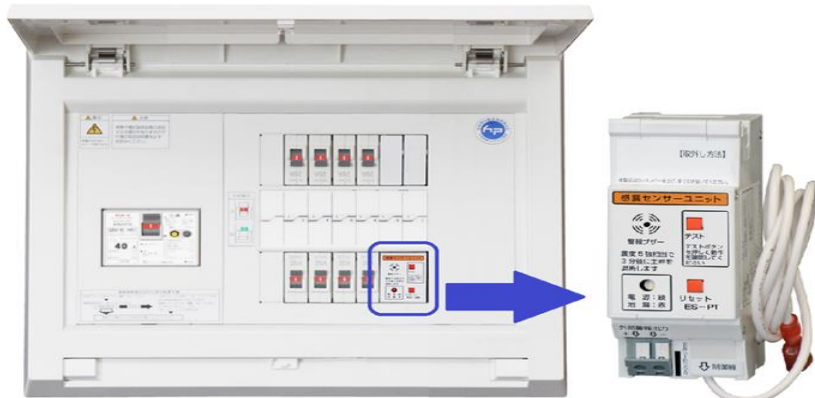
申請受付期間 **令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)**

<補助対象者>

- (1)川根本町内にある住宅を所有し又は居住し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする者。
(ただし、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。)
- (2)川根本町内で住宅（ただし、戸建に限る。）を新築し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする者。

<補助対象機器>

一定規模以上の地震の揺れを感知して電気の供給を遮断する機能を有する器具であって、一般社団法人日本配線システム工業会が定める感震機能付住宅用分電盤の規格に該当するもの又は一般財団法人日本消防設備安全センターの認証を有するもの。



※写真はイメージです

購入及び設置工事費の
2/3以内で1,000円未満
は切り捨て

限度額 **5万円**

※新築の場合は1万円になります

特例世帯(※)の場合、補助対象経費の10分の10以内で1,000円未満は切り捨てた額で限度額は10万円です。
また、新築の場合、補助額は1万5,000円になります

(※)特例世帯…介護保険法の規定により要介護3以上の認定を受けた方がいる世帯、身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた方のいる世帯、精神保健及び精神障害福祉に関する法律の規定により精神障害者福祉手帳の交付を受けた方のいる世帯、県知事から療育手帳の交付を受けた方のいる世帯。

工事前に
申請書を提出

補助金交付決定
通知を受領して
工事着工

工事完了後に
実績報告書提出

請求書提出後に
補助金の受領

申請受付
問い合わせ先

川根本町役場 危機管理課
〒428-0313 静岡県榛原郡川根本町上長尾627
電話：0547-56-2237 FAX：0547-56-2235

詳細や申請書類一式ダウンロードは町ホームページから→

